

# ○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の懲戒処分等の基準に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日  
訓令第 1 号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、職員の懲戒処分等に関し、代表的な事例における標準的な処分量定を定めるものとする。

(処分量定)

**第2条** 職員の懲戒処分等に関し、代表的な事例における標準的な処分量定は、別に定めるものを除くほか、匝瑳市職員の懲戒処分等の基準に関する規程(平成 18 年匝瑳市訓令第 14 号)の例によるものとする。

## 附 則

この訓令は、公示の日から施行する。